

2015 年度第 2 回保安検査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第二原子力発電所)

1 . 福島第二原子力発電所における管理区域内の区域区分の維持管理上の不備

概要

福島第二原子力発電所における管理区域内の区域区分の維持管理について、放射線・化学管理 GM は、上位規定のマニュアル(本社)で定める管理区域内の区域区分の維持管理として、全ての区域(汚染の程度による区分:A、B、C、Dと線量当量率による区分:線量-1、2、3)について定期的に確認し、その結果は「区域区分確認チェックシート」に記録することとなっていたが、下位規定(福島第二原子力発電所)では、特別措置区域(汚染の程度による区分:Dと線量当量率による区分:線量-3)のみ「区域区分確認チェックシート」にて記録することとなっており、その結果、その他の区域については「区域区分確認チェックシート」による維持確認の記録が残せていなかった。

保安規定の該当条項等

第 3 条(品質保証計画)

- 7.2 業務・原子力発電施設に対する要求事項に関するプロセス
- 7.2.2 業務・原子力発電施設に対する要求事項のレビュー
- 7.5 業務の実施
- 7.5.1 業務の管理

対応状況

本件は、要求事項が変更された場合等において、関連文書の修正が行われておらず、上位のマニュアルの要求事項が下位規程に反映されていなかったことが問題であり、今後、再発防止対策等の立案および水平展開を図っていく。

以 上